

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 介護給付適正化推進特別事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 高齢福祉課 介護保険者係 電話番号：058-272-1111(内3466)

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,057千円 (前年度予算額) 6,145千円

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------------|-------------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支 出 金 | 分 担 金 負 担 金 | 使 用 料 手 数 料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 6,145 | 6,145 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 7,057 | 7,057 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

高齢化の進展に伴って要介護高齢者が増加する一方で、一部において、過剰なサービスや不適切なサービスの提供といった事案も見受けられる。また、介護給付費の増大や、それに伴う介護保険料の上昇傾向が今後も予想される。

このため、利用者に対して適切な介護サービスを確保し、介護給付費や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図るため、給付の適正化に取り組む必要がある。

(2) 事業内容

- ①岐阜県国民健康保険連合会国保連が保険者支援の一環として行う縦覧点検等のさらなる充実・向上を図るため、実施に係る経費の一部を助成する。
- ②ケアプラン点検の普及・促進のため、保険者等を対象とした介護給付適正化研修会を県が開催する。
- ③ケアプラン点検の取り組みが低調な保険者に対し、点検に同行し、必要な助言等を行う専門チーム（構成：主任介護支援専門員等）を設置・派遣し、保険者支援の充実を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方
国10/10 保険者機能強化推進交付金

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|----------------------------|
| 旅費 | 176 | 研修会開催、市町村支援チームに要する旅費 |
| 需用費 | 11 | 研修会開催、市町村支援チームに要する事務費等 |
| 補助金 | 6,528 | 国保連が実施する縦覧点検等に対する助成 |
| その他 | 342 | 研修会開催、市町村支援チームに要する講師代及び会場費 |
| 合計 | 7,057 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県介護給付適正化計画（第5期）」（第8期岐阜県高齢者安心計画と一体化して策定）において、縦覧点検等は、国保連への財政支援を通じて、また、ケアプラン点検は、介護給付適正化研修会の開催を通じて保険者支援を図ることとしている。

(2) 事業主体及びその妥当性

縦覧点検等は、本来保険者が行う業務ではあるが、介護保険制度施行当初から審査支払業務を受託する国保連が実施することが効率的である。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

国保連が保険者支援の一貫として実施している縦覧点検等について、それらに要する経費の一部を国保連へ助成することにより、取り組みの継続を支援する。また、保険者が実施するケアプラン点検について、全保険者が実施できるように保険者等を対象とした研修会の開催及び市町村支援チームを派遣して支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 (H23) | R3年度 実績 | R4年度 実績 | R5年度 目標 | 終期目標 (R8) | 達成率 |
|----------------|-----------------|------------|------------|------------|---------------|-----|
| ①ケアプラン点検実施保険者数 | 23団体 | 33団体 | 31団体 | 36団体 | 36団体 | 92% |

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

| | |
|-------------------|---|
| 令和 2 年 度 | (1) 縦覧点検・医療情報との突合（国保連実施） ・縦覧点検は年2回実施される。なお、1回については、7月までに不適正な請求の是正が実施された。医療情報との突合については、毎月実施。これにより、不適正な請求が是正された。 (2) 介護給付適正化研修会の開催 ・令和2年10月6日（火） (3) ケアプラン点検支援事業により、2保険者に専門職を派遣 |
| | 指標① 目標：36 実績： 34 達成率： 94 % |
| 令和 3 年 度 | (1) 縦覧点検・医療情報との突合（国保連実施） ・縦覧点検は年2回実施される。なお、1回については、7月までに不適正な請求の是正が実施された。医療情報との突合については、毎月実施。これにより、不適正な請求が是正された。 (2) 介護給付適正化研修会の開催 ・令和3年8月27日、9月1日開催（オンライン） (3) ケアプラン点検支援事業により、2保険者に専門職を派遣 |
| | 指標① 目標：36 実績： 33 達成率： 92 % |
| 令和 4 年 度 | (1) 縦覧点検・医療情報との突合（国保連実施） ・縦覧点検は年2回実施される。なお、1回については、7月までに不適正な請求の是正が実施された。医療情報との突合については、毎月実施。これにより、不適正な請求が是正された。 (2) 介護給付適正化研修会の開催 ・令和4年8月30日、9月12日開催（オンライン） (3) ケアプラン点検支援事業により、1保険者に専門職を派遣 |
| | 指標① 目標：36 実績： 31 達成率： 86 % |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

| | |
|---|---|
| (評価) 2 | 国保連が平成20年度から実施している縦覧点検等により、毎年、多数の不適正な請求が是正されており、事業の必要性が高い。 ケアプラン点検は、介護支援専門員やケアプランの質の向上につながるため、事業の必要性が高い。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) | |
| 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | (評価) 2 |
| 縦覧点検等について、多数の不適正な請求が是正されている。 | |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) | |
| 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | (評価) 1 |
| 縦覧点検等にかかる経費については、その内容を十分精査し、真に必要な経費についてのみ助成することとしている。 | |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

ケアプラン点検の取組状況について、保険者間でバラツキが見られる。保険者の取組状況に応じたきめ細かな実施支援策を検討する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

縦覧点検等は、審査支払業務を受託する国保連が継続して実施することが効果的である。したがって、国保連の取組みを継続支援していく必要がある。

ケアプラン点検については、保険者の取組状況に応じたきめ細かい支援が必要であることから、取組みが低調な保険者に対し、主任介護支援専門員等で構成する市町村支援チームを設置・派遣し、保険者支援を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |